

障 発 0330 第 4 号
令和 5 年 3 月 30 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について」（令和 5 年 3 月 2 日付障発 0302 第 5 号）を発出したところですが、新旧対照表については、文言適正化等のため、別添のものとします。

これらは、令和 5 年 4 月 1 日から適用されますので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

別添

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和63年6月2日 健医発第743号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	現行
<p>健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日 一部改正 障発0124第4号 平成26年1月24日 一部改正 障発0302第5号 令和5年3月2日</p>	<p>健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日</p>
<p>各都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局長</p>	<p>各都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局長</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条<u>第二項</u>に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について （略）</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条<u>第三項</u>に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について （略）</p>
<p>別添 市町村長同意事務処理要領 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条<u>第二項</u>に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。 一 入院時に市町村長の同意の対象となる者 次のすべての要件を満たす者 （一）～（三） （略） （四）<u>病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。</u> <u>ア 当該精神障害者の家族等がいずれもない</u> <u>イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。</u> <u>（注）当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア・イに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。</u></p>	<p>別添 市町村長同意事務処理要領 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条<u>第三項</u>に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。 一 入院時に市町村長の同意の対象となる者 次のすべての要件を満たす者 （一）～（三） （略） （四）<u>病院側の調査の結果、当該精神障害者の家族等のいずれもないか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができないこと（これらの家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときは、医療保護入院はできないこと。）。</u></p>

二 (略)

三 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

- ア 患者の氏名、生年月日、性別
- イ 患者の居住地又は現在地
- ウ 患者の本籍地
- エ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)
- オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先
- カ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

キ 患者を診察した指定医の氏名

ク その他参考となる事項

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後に速やかに同意依頼書(様式一)を市町村長にあて送付すること。

注

(1) 項目カ(イ)の「通報等」とは、以下の内容を指す(以下「通報等」という。)

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(以下「児童虐待防止法」という。)第六条第一項の規定による通告
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)(以下「配偶者暴力防止法」という。)第六条第一項の規定による通報
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する

二 (略)

三 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

- ア 患者の氏名、生年月日、性別
- イ 患者の居住地又は現在地
- ウ 患者の本籍地
- エ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)
- オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

(新設)

カ 患者を診察した指定医の氏名

キ その他参考となる事項

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後に速やかに同意依頼書(様式一)を市町村長にあて送付すること。

(新設)

法律（平成十七年法律第百二十四号）（以下「高齢者虐待防止法」という。） 第七条第一項の規定による通報

- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（以下「障害者虐待防止法」という。） 第七条第一項の規定による通報

(2) 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第八条第二項第一号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

(3) 項目カ（エ）の「DV等支援措置」とは、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第5-10の措置を指す（以下「DV等支援措置」という。）。

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票（様式二）に記載して明らかにしておくこと。

- ア 患者が入院する病院の名称・所在地
- イ 患者の氏名、性別、生年月日
- ウ 患者の居住地又は現在地
- エ 患者の本籍地
- オ 患者の病状（入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

キ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

ク 患者を診察した指定医の氏名

ク 聴取した日

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票（様式二）に記載して明らかにしておくこと。

- ア 患者が入院する病院の名称・所在地
- イ 患者の氏名、性別、生年月日
- ウ 患者の居住地又は現在地
- エ 患者の本籍地
- オ 患者の病状（入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先
（新設）

キ 患者を診察した指定医の氏名

ク 聴取した日

<p>(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のよう な手続きをとること。 ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその 確認を行うこと。 <u>(注1) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二(二) のケースとして扱うこと。</u> イ <u>病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる 場合には、その同意の意思の有無を確認すること。ただし、そ の際、対象の患者がDV等支援措置の対象となっているか否かを 確認する。当該患者がDV等支援措置の対象となっており、かつ 、当該家族等がDV等支援措置による住民票の閲覧の制限等を受 けている場合は、当該家族等については一(四)のケースとし て取り扱い、連絡は取らないこと。</u> ウ <u>患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院が行政 に対し虐待・DV等に係る通報等を行っている場合は、通報先の 窓口で連絡を取り、通報等が適切に受理されていることを確認 すること。(ただし、その時点で虐待の事実がないことが判明 している場合は、通報の対象とされている家族等について、法 第5条第2項に規定する「家族等」と取り扱って差し支えない 。)</u> エ <u>患者に対して、家族等からの虐待・DV等により一時保護措置 等が取られている旨、病院から連絡があった場合は、一時保護 先の施設担当者等に連絡を取り、一時保護措置等が現に実施さ れているか確認すること。</u> オ <u>患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があったと病 院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ない か確認すること。</u> <u>(注2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患 者に対してDV・虐待等を行った(もしくはそれが疑われる)家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第一 条各号に該当するものとして取り扱うこと。</u> (三) ~ (五) (略) 五 (略) 様式1 年 月 日</p>	<p>(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のよう な手続きをとること。 ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその 確認を行うこと。 <u>(注) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二(二)のケー スとして扱うこと。</u> イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる 場合には、その同意の意思の有無を確認すること。 (新設) (三) ~ (五) (略) 五 (略) 様式1 年 月 日</p>
--	---

別添

医療保護入院同意依頼書

(略)

下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に家族等がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項により貴職による同意をお願い致します。

記

1. 居住地（又は現在地）

2. 氏名

3. 生年月日・性別

4. 本籍地

5. 病状

6. 診察した指定医の氏名

7. 家族構成及び連絡先

8. その他参考となる事項

(過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する。)

(以下、患者に対する家族等からの虐待等が疑われる等の場合に記載)

9. 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名

10. 患者への虐待・DV等が疑われる場合、通報状況（通報内容、通報窓口の連絡先）

11. 患者が一時保護等の措置を受けている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

12. 患者からのDV等支援措置の適用に係る申し出の有無

様式 2

医療保護入院同意依頼書

(略)

下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に家族等がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項により貴職による同意をお願い致します。

記

居住地（又は現在地）

氏名

生年月日・性別

本籍地

病状

診察した指定医の氏名

家族構成及び連絡先

その他参考となる事項

(過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する。)

(新設)

様式 2

別添

医療保護入院同意依頼聴取票

1. 入院する病院の名称・所在地	
2. 患者の居住地（又は現在地）	
3. 患者の氏名	
4. 患者の生年月日・性別	
5. 患者の本籍地 (外国人の場合は国名)	
6. 患者の症状 (該当症状に丸をつける) (注)昭和 63 年厚生省告示第 125 号を参照のこと	① 抑うつ状態 ④ 知能障害 ② 躁状態 ⑤ 意識障害 ③ 幻覚妄想状態 ⑥ その他 ()
7. 診察した指定医の氏名	
8. 患者の家族構成及び連絡先 (いない場合は「なし」、行方不明の場合は「不明」と記入すること)	配偶者 父 母 子 兄弟姉妹 祖父母又は孫 その他の親族(おじ・おば、おい・めい等)
9. 8で記載した家族等のうち、患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名	
(患者への虐待が疑われる場合) 10. 虐待に係る通報状況(通報内容、通報窓口の連絡先)	通報の内容 通報窓口の連絡先(氏名・電話番号)
(患者が一時保護措置等の措置を受けている場合) 11. 一時保護措置等の内容と保護先の施設担当者等の連絡先	一時保護等の内容 保護先の施設担当者等の連絡先(氏名・電話番号)
12. 患者からの DV 等支援措置の適用に係る申し出の有無	有 無
13. その他参考となる事項 (過去の入院歴等参考となる事項があれば)	

医療保護入院同意依頼聴取票

入院する病院の名称・所在地	
患者の居住地（又は現在地）	
患者の氏名	
患者の生年月日・性別	
患者の本籍地 (外国人の場合は国名)	
患者の症状 (該当症状に丸をつける) (注)昭和 63 年厚生省告示第 125 号を参照のこと	① 抑うつ状態 ④ 知能障害 ② 躁状態 ⑤ 意識障害 ③ 幻覚妄想状態 ⑥ その他 ()
診察した指定医の氏名	
患者の家族構成及び連絡先 (いない場合は「なし」、行方不明の場合は「不明」と記入すること)	配偶者 父 母 子 兄弟姉妹 祖父母又は孫 その他の親族(おじ・おば、おい・めい等)
(新設)	
その他参考となる事項 (過去の入院歴等参考となる事項があ	

別添

記載する)	れば記載する)
<p>以上のように聴取した。</p> <p style="text-align: right;">聴取日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">聴取者名</p> <p style="text-align: center;"><u>記載上の留意事項</u></p> <p><u>1. 項目10から12については、項目9に記載のない場合は記載不要。</u></p> <p>様式3</p> <p style="text-align: center;">同 意 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 (印)</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項の規定により貴病院に入院させることに同意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>以上のように聴取した。</p> <p style="text-align: right;">聴取日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">聴取者名</p> <p>(新設)</p> <p>様式3</p> <p style="text-align: center;">同 意 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 (印)</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 3 項の規定により貴病院に入院させることに同意する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について

(昭和六三年六月二二日)

(健医発第七四三号)

別添

市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条第二項に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

一 入院時に市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であつて、入院の必要があると認められること。
- (二) 措置入院の要件に該当しないこと（措置入院の要件にあてはまるときには、措置入院とすること。）。
- (三) 入院について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
- (四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。

ア 当該精神障害者の家族等がいずれもいない

イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。

（注）当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア・イに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

注

- (1) 応急入院で入院した者については、七十二時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。
- (2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第二九条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第二二条に基づく申請を行うこと。

二 入院の同意を行う市町村長

- (一) 本人の居住地を所管する市町村長とすること。

居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。
生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合には、住民票に記載されている住所とすること。

(二) 居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。

現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいうこと。

(三) 市町村長が同意を行うに当たっては、あらかじめ、決裁権を市町村の職員に委任することができること。

三 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

ア 患者の氏名、生年月日、性別

イ 患者の居住地又は現在地

ウ 患者の本籍地

エ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)

オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

カ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

キ 患者を診察した指定医の氏名

ク その他参考となる事項

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後に速やかに同意依頼書（様式一）を市町村長にあて送付すること。

注

（１） 項目カ（イ）の「通報等」とは、以下の内容を指す（以下「通報等」という。）。

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（以下「児童虐待防止法」という。）第六条第一項の規定による通告
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）第六条第一項の規定による通報
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）第七条第一項の規定による通報
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（以下「障害者虐待防止法」という。）第七条第一項の規定による通報

（２） 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第八条第二項第一号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

（３） 項目カ（エ）の「DV等支援措置」とは、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第5-10の措置を指す（以下「DV等支援措置」という。）。

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票(様式二)に記載して明らかにしておくこと。

ア 患者が入院する病院の名称・所在地

イ 患者の氏名、性別、生年月日

ウ 患者の居住地又は現在地

エ 患者の本籍地

オ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)

カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

キ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

ク 患者を診察した指定医の氏名

ケ 聴取した日

(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその確認を行うこと。

(注1) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二(二)のケースとして扱うこと。

イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。ただし、その際、対象の患者がDV等支援措置の対象となっているか否かを確認する。当該患者がDV等支援措置の対象となっており、かつ、当該家族等がDV等支援措置による住民票の閲覧の制限等を受けている場合は、当該家族等については一(四)のケースとして取り扱い、連絡は取らないこと。

ウ 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院が行政に対し虐待・DV等に係る通報等を行っている場合は、通報先の窓口
に連絡を取り、通報等が適切に受理されていることを確認すること。
(ただし、その時点で虐待の事実がないことが判明している場合は、
通報の対象とされている家族等について、法第5条第2項に規定する「
家族等」と取り扱って差し支えない。)

エ 患者に対して、家族等からの虐待・DV等により一時保護措置等
が取られている旨、病院から連絡があった場合は、一時保護先の
施設担当者等に連絡を取り、一時保護措置等が現に実施されてい
るか確認すること。

オ 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があったと病
院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ないか
確認すること。

(注2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患
者に対して虐待・DV等を行った(もしくはそれが疑われ
る)家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関
する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第
一条各号に該当するものとして取り扱うこと。

(三) (二)の手続きをとり、患者が市町村長の入院の同意の対象者で
あることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを
進めること。

(四) 市町村長の同意が行われた場合は、速やかにその旨を病院に連
絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能である
が、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書(様式
三)を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口
頭で連絡を行った日とすること。

(五) 休日夜間等において市町村長の入院の同意の依頼を受けた場合
においても、速やかに同意が行われるようにすること。

このため、休日夜間等においても迅速に対応できる体制を整えて
おくとともに、休日夜間等の緊急の場合の連絡方法については近く
の病院にあらかじめ連絡しておくこと。

なお、聴取票の作成及び前記(二)の手続きをとることができなかつた
場合においては、その後速やかに手続きをとること。

五 同意後の事務

(一) 入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、同意後も面会等を行うなどにより、本人の状態、動向の把握等に努めること。

(注) 本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態動向等の把握に努めること。

様式 1

年 月 日

医療保護入院同意依頼書

市町村長 殿

病 院 名
所 在 地
病院管理者氏名

下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に家族等がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項により貴職による同意をお願い致します。

記

1. 居住地（又は現在地）
2. 氏名
3. 生年月日・性別
4. 本籍地
5. 病状
6. 診察した指定医の氏名
7. 家族構成及び連絡先
8. その他参考となる事項
(過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する。)

(以下、患者に対する家族等からの虐待等が疑われる等の場合に記載)

9. 患者に対する虐待・DV 等に係る家族等の氏名
10. 患者への虐待・DV 等が疑われる場合、通報状況（通報内容、通報窓口の連絡先）
11. 患者が一時保護等の措置を受けている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先
12. 患者からの DV 等支援措置の適用に係る申し出の有無

様式 2

医療保護入院同意依頼聴取票

1. 入院する病院の名称・所在地	
2. 患者の居住地（又は現在地）	
3. 患者の氏名	
4. 患者の生年月日・性別	
5. 患者の本籍地 (外国人の場合は国名)	
6. 患者の症状 (該当症状に丸をつける) (注)昭和 63 年厚生省告示第 125 号を参照のこと	① 抑うつ状態 ④ 知能障害 ② 躁状態 ⑤ 意識障害 ③ 幻覚妄想状態 ⑥ その他 ()
7. 診察した指定医の氏名	
8. 患者の家族構成及び連絡先 (いない場合は「なし」、行方不明の場合は「不明」と記入すること)	配偶者 父 母 子 兄弟姉妹 祖父母又は孫 その他の親族(おじ・おば、おい・めい等)
9. 8 で記載した家族等のうち、患者に対する虐待・DV 等に係る家族等の氏名	
(患者への虐待が疑われる場合) 10. 虐待に係る通報状況（通報内容、通報窓口の連絡先）	通報の内容 通報窓口の連絡先（氏名・電話番号）
(患者が一時保護措置等の措置を受けている場合) 11. 一時保護措置等の内容と保護先の施設担当者等の連絡先	一時保護等の内容 保護先の施設担当者等の連絡先（氏名・電話番号）
12. 患者からの DV 等支援措置の適用に係る申し出の有無	有 無
13. その他参考となる事項 (過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する)	

以上のように聴取した。

聴取日 年 月 日
 聴取者名

記載上の留意事項


1. 項目 10 から 12 については、項目 9 に記載のない場合は記載不要。

様式 3

同 意 書

年 月 日

病院管理者 殿

市町村長 

下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項の規定により貴病院に入院させることに同意する。

記

居 住 地 (又は現在地)

氏 名

生年月日

関係法令

○児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 (略)

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 ～ 二 (略)

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 ～ 六 (略)

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力

する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(通報等を受けた場合の措置)

- 第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体

障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。